



監査告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年12月24日に実施した財政
援助団体等監査結果を別紙のとおり公表する。

令和3年1月27日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 井本 裕明

令和2年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の概要

(1) 実施日及び対象とした団体・所管課

実施日 令和2年12月24日

団体名 南院内さとづくり協議会

所管課 院内支所地域振興課

(2) 対象とした事項及び範囲

令和元年度 負担金、補助及び交付金の執行状況について

(3) 監査の目的

財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施しました。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施しました。

(4) 監査の方法

団体及び担当課から提出された資料について書類監査を行うとともに、団体及び担当課の説明聴取及び質疑を実施しました。

3. 監査の結果

交付金に係る事業は財政援助の目的に沿って概ね適正に処理されていると認めました。しかしながら、一部に改善、または検討を要する事項が確認されました。

後述する事項については、是正等するよう検討されたうえで、その具体的結果を令和3年2月19日（金）までに文書により報告してください。

なお、軽微な事項については監査を通じて口頭で改善又は検討を求めました。

【南院内さとづくり協議会】

(1) 協議会規約について一部改正を求めたもの

事務局長1名から事務局員2名への変更や専門部会の廃止等、組織体制の見直しを行っていますが、それらに伴い貴協議会の規約を一部改正する必要があります。

例えば、事務局長を含む役員構成を規定した規約第6条の「本会に次の役員を置く。」の条文を「本会に次の役員を置くことができる。」と改正し、専門部会を規定した規約第10条についても同様に「次の専門部会を置く。」から「次の専門部会を置くことができる。」と改正することで事務局長、専門部会を置くことが必須ではなくなります。また、将来的に事務局長、専門部会を再度、置くこととなった場合での規約の改正については不要となります。

なお、規約の改正は総会において審査し、議決されることとなっていますので、手続きに遺漏のないよう速やかに行われることを求めます。

(2) 会計処理について改善を求めたもの

事務局員（推進員）の賃金について、4月分及び5月分が遅延し、6月分と合わせて7月9日に支払われていました。また、7月分は8月5日に支払われ、8月分以降は翌月下旬に支払いが行われており、支払いの期日が一定に定まっていませんでした。労働基準法では「賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」とされています。今後は、適正な会計処理となるよう改善してください。

(3) 事業計画の実施について要望したもの

ふるさと応援寄附金活用事業について、令和2年度で目標額の積立てが完了するので、計画している「南院内物語（仮称）」の作成を実施してください。

また、地域資源であるマチュピチュ展望所の活用を図り、自主財源確保に努めていただくよう要望します。

【院内支所地域振興課】

(1) 要綱及び交付金の手引きについて改善するよう求めたもの

宇佐市補助金等交付規則によると、交付金に係る事業は申請者が交付金交付申請書を提出し、市から送付された交付金交付決定通知書を受領することで交付金対象事業に着手することができます。

しかし、要綱に則った交付金の手引きでは対象実施期間が4月1日～3月31日にもかかわらず交付金交付申請期限は5月末としています。

関係法令、規則、要綱、交付金の手引きとの整合性を図るため地域コミュニティ組織推進の主管課であるまちづくり推進課や行財政経営課と検討し改善を図ってください。